

## 履修及び進級等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、関西医療大学学則に基づき、本学における授業科目の履修、試験及び進級に関し、必要な事項を定める。

(授業科目の開設等)

第 2 条 授業科目は、必修科目及び選択科目とする。

2 各年次において開講する授業科目、単位数、担当教員及び時間割は、当該年次の開始時に決定し、公表する。

(履修)

第 3 条 学生は、原則として、当該年次に配当された授業科目を履修し、単位を取得しなければならない。

2 各学科における年間の履修登録単位数の上限は、別に定める。

3 学生は、選択科目から履修しようとする科目を予め選択し、次の期日までに所定の方法で履修登録をしなければならない。

(1) 前期：4月の定められた日

(2) 後期：9月もしくは10月の定められた日

4 履修登録後、履修希望者数に著しい偏りがあり、授業運営に支障があると認められる場合は、履修者数を調整することがある。

5 履修登録者以外の履修は、原則として認めない。

6 第3項に定める手続きがなされた後の履修登録科目の変更、追加、削除等は、原則として認めない。

(試験)

第 4 条 試験は、定期試験、追試験、再試験、特例再試験及び仮進級試験とする。

2 試験は、試験科目及び期間又は期日を定めて実施する。

(試験欠席届)

第 5 条 以下の事由により試験を受験できない者は、試験実施前又は試験日から1週間以内に、試験欠席届を大学教学部教務課（以下「教務課」という。）へ提出しなければならない。第1号又は第2号に該当する場合は医師の診断書を添付し、それ以外の場合は理由書を添付するものとする。

(1) 学校感染症による出席停止の場合

(2) 学校感染症以外の体調不良又は外傷等の場合

(3) 裁判員制度・検察審査会制度による場合

(4) 公共交通機関のトラブル（信号機の故障、濃霧、人身事故等）による場合

(5) その他本人の責めに帰さない理由がある場合

(成績評価の基準)

第 6 条 学則第25条に定める成績評価の基準は次のとおりとし、C評価以上を合格とする。

S評価：100点～90点（到達目標を十分に達成し、極めて優秀である）

A評価：89点～80点（到達目標を十分に達成している）

B評価：79点～70点（到達目標を達成している）

C評価：69点～60点（到達目標を概ね達成している）

D評価：59点以下（到達目標を達成していない）

2 通年科目の成績は後期に評価する。

(進級)

第 7 条 各学科において、当該年次までに配当された全ての必修科目の単位を取得した場合は、次年次への進級を認める。ただし、当該年次までに配当された必修科目の単位が未取得であっても、各学科が別に定める単位数以下である場合においては、次年次への進級（以下、「仮進級」という。）を認める。また、2年次又は3年次への進級においては、未取得単位数にかかわらず当該年度のfunctional Grade Point Average（以下「fGPA」という。）が2.0以上である場合は、仮進級を認める。なお、fGPAについては履修及び進級等に関する規程施行細則に定める。

2 前項に該当しない場合は、原級に留まることとする。

3 原級に留まった者は、前年度までの単位未取得の必修科目を履修し、単位を取得しなければ

ならない。ただし、前年度までに履修して取得した単位は認めることとする。

(定期試験)

第 8 条 定期試験は、学期ごとに授業科目について 1 回以上実施する。ただし、授業科目により、他の方法をもって試験に代えることができる。

2 通年科目の定期試験は後期に実施する。

3 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、定期試験を受験することができない。

(1) 定期試験を受験しようとする授業科目について、第 3 条第 1 項の手続きをしていないとき

(2) 定期試験を受験しようとする講義科目の授業時間数の 3 分の 2 以上（演習・実験・実習・実技については、5 分の 4 以上）の出席がないとき

(3) 授業料等の学費を滞納しているとき

(4) 学則第 4 7 条に規定する懲戒処分を受けているとき

(追 試 験)

第 9 条 病気その他の理由により定期試験を受験できず、第 5 条の手続きを行った者に対し、追試験を実施することがある。

2 追試験を受験する者は、所定の受験料を添えて、所定の期日までに追試験願を教務課へ提出しなければならない。

3 追試験の成績は、第 6 条の規定に基づき評価する。追試験に対する追試験及び再試験は実施しない。ただし、学校感染症やその他の本人の責めに帰さない理由により追試験を受験できない場合は、日程を変更することがある。

4 追試験には、第 8 条第 1 項のただし書を準用することができる。

(再 試 験)

第 10 条 第 6 条第 1 項の成績が S 評価・A 評価・B 評価・C 評価以外の者に対し、再試験を行うことがある。

2 再試験を受験する者は、所定の受験料を添えて、所定の期日までに再試験願を教務課へ提出しなければならない。

3 再試験の成績は、60 点を上限とし、第 6 条の規定に基づき評価する。再試験に対する追試験及び再試験は実施しない。ただし、学校感染症やその他の本人の責めに帰さない理由により再試験を受験できない場合は、日程を変更することがある。

4 再試験には、第 8 条第 1 項ただし書を準用することができる。

(特例再試験)

第 11 条 卒業見込みの者で単位未取得科目が 1 科目の場合、特例再試験を実施することがある。ただし、別の定めにより、これ以外の特例再試験を行うことがある。

2 第 9 条又は前条に定める試験を受験しなかった者には、特例再試験の受験を認めない。ただし、追試験又は再試験を本人の責めに帰さない理由により受験できず、第 5 条の手続きを行った者については、受験を認めることがある。

3 特例再試験の成績は、60 点を上限とし、第 6 条の規定に基づき評価する。特例再試験に対する追試験及び再試験は実施しない。ただし、学校感染症やその他の本人の責めに帰さない理由により特例再試験を受験できない場合は、日程を変更することがある。

(仮進級試験)

第 12 条 仮進級した者で、前年度までに第 9 条又は第 10 条の手続きを行った者は、単位未取得の必修科目について、仮進級試験を受験することができる。

2 仮進級試験には、第 8 条第 1 項ただし書を準用することができる。

3 仮進級試験においては、第 8 条第 3 項第 2 号の適用を免除する。また、当該試験の成績は、60 点を上限とし、第 6 条の規定に基づき評価する。

4 仮進級試験に対する追試験及び再試験は実施しない。ただし、学校感染症やその他の本人の責めに帰さない理由により仮進級試験を受験できない場合は、日程を変更することがある。

(不正行為)

第 13 条 第 4 条に定める試験において、不正行為があった場合、当該学生が当該試験期間中に受験した試験は全て無効とする。また、当該試験期間中に実施される試験を受験することができない。

2 定期試験、追試験、再試験及び仮進級試験において不正行為を行った者は、当該年度に実施される全ての特例再試験を受験することができない。

(再 履 修)

第 14 条 単位未取得の科目については、当該科目を再度履修（以下、「再履修」という。）すること

ができる。

- 2 前年度までの単位未取得の必修科目又は選択科目を再履修する場合は、当該年度4月の定められた日までに所定の手続きを行わなければならない。
- 3 再履修の科目は、原則として授業に出席しなければならない。ただし、前年度までに第9条又は第10条の手続きを行った者については、再履修した科目の試験において第8条第3項第2号の規定の適用を免除することがある。
- 4 既に単位を取得した授業科目の再履修は、原則として認めない。
- 5 第3項ただし書きに基づく試験の成績は、60点を上限とする。
- 6 第3項ただし書きに基づく再履修した科目の追試験及び再試験は実施しない。

(卒業)

第15条 学則第31条に定める卒業を認められなかった場合は、卒業の要件を満たすまで原級に留まり、単位未取得科目を再履修し、単位を取得するものとする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和8年4月1日から施行する。